

鳥取県立米子東高等学校いじめ防止等基本方針

鳥取県立米子東高等学校

1 趣 旨

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定により、鳥取県立米子東高等学校（以下「学校」という。）におけるいじめの防止等のための対策に関し必要な事項を定めるものとする。

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめ防止等に関する基本方針

（1）いじめの定義 いじめの定義は、法第2条第1項の規定による。

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（2）いじめに対する基本的な認識

いじめに対する基本的な認識は、「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年7月21日付第201700092796号教育長通知）」Ⅱ1～8の規定による。

○鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年7月21日付第201700092796号教育長通知）

Ⅱ いじめに対する基本的な認識

1 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

2 いじめ防止への取組

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

3 組織的な対応

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

4 積極的ないじめの認知への考え方

児童生徒の被害性に着目し積極的にいじめを認知することで、早期に組織で対応することができ、深刻・重大ないじめにつながることを防ぎます。

5 児童生徒のいじめ問題への理解

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめに対する理解を深めることが大切です。

6 保護者・家庭における認識

保護者は、子どもへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めます。（法9条1項）

また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとします。（法9条2項）

7 学校関係者と地域、家庭との連携

いじめの防止や解決には、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すための学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるように、それぞれの立場からその役割と責任を自覚し、連携・協働する体制づくりを行います。

8 大人が子どもに与える影響

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、また異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪い影響を与えることを考え、大人の「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

(3) 学校の基本方針

【防止策】

いじめに対する基本的な認識に鑑み、①基本的な生活習慣の確立、②定期的調査の実施等による実態把握、③きめ細かな教育相談体制の構築、④教職員研修の実施等、いじめ防止に向けた取組を充実させる。

【対応策】

いじめに対しては、⑤いじめをやめさせる、⑥いじめを受けた生徒の救済・支援、⑦いじめを行った生徒への指導、⑧保護者対応、⑨再発防止対策の構築、⑩報告等、組織的に対応する。

3 いじめに対する取組

(1) いじめ防止等対策委員会の設置等

ア 目的

いじめ防止等対策委員会は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置として(2) **具体的取組**を実効的に遂行するために設置するものとし、鳥取県教育委員会が設置する「子どもの悩みサポートチーム」と連携するものとする。

イ 委員構成

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権教育主任、学年主任、教育相談主任、生徒部担当教員

【以下適宜追加】保健体育主事、当該担任、特別支援教育主任、養護教諭、部活動顧問、I T担当教員、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、学校医、スクールポーター、PTA役員等

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ウ いじめの認定手続

校長は、事案の状況を把握した上で、委員の意見を踏まえ、いじめの認定の可否を決定する。

(2) 具体的取組

① 基本的な生活習慣の確立

「鳥取県立米子東高等学校生徒指導に関するガイドライン（平成30年3月20日制定。以下「ガイドライン」という。）」により基本的な生活習慣を確立する中で、いじめに直面した時に適切な行動ができる生徒を育成する。

② 定期的調査の実施等による実態把握

5月に「いじめ実態調査」、5月及び9月に「ハイパーQ U」を実施・分析するとともに、第1学期及び第2学期に実施する面接、学年会をとおして実態を把握し、いじめの有無を確認する。

③ きめ細かな教育相談体制の構築

教育相談担当教員、特別支援教育担当教員、教育支援部主任、当該担任、養護教諭2名、部活動顧問、教育相談員を中心として、「気になる生徒」の情報収集、「配慮を要する生徒」の個別支援計画の策定、関係機関との連携等により、教育相談体制を充実させる。

④ 教職員研修の実施

6月に「ハイパーQ U（5月・9月実施）」結果に関する教職員研修会、9月又は10月に「教育相談・特別支援教育職員研修会」、適宜各クラス毎の「教科担任会」を開催し、指導スキルの向上と指導方法の統一を図る。

⑤ いじめをやめさせる

いじめを確認した場合には、速やかに関係生徒から事情聴取を行い、いじめを行った生徒（以下「加害生徒」という。）に対して効果的な指導を行い、いじめをやめさせる。

⑥ いじめを受けた生徒の救済・支援

いじめを受けた生徒（以下「被害生徒」という。）及びその保護者に対し継続的に教育相談を行うことで心のケアを推進するとともに、被害生徒並びに他の生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講ずる。

⑦ いじめを行った生徒への指導

いじめ事案は生徒指導事案として取扱い、ガイドラインの規定に基づき加害生徒に対し家庭謹慎等の必要な指導又は鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）第31条に規定する懲戒を加える。

⑧ 保護者対応

被害生徒の保護者及び加害生徒の保護者の双方に対し、いじめの経過を説明し事案の詳細、加害生徒への指導等について理解を得るとともに、必要に応じて加害生徒・保護者が被害生徒・保護者に謝罪するよう促すものとする。

⑨ 再発防止対策の構築

いじめの経緯を分析することにより原因を究明し、再発を防止するために必要な対策を講ずる。

⑩ 報告

いじめが発生した場合には、速やかに鳥取県教育委員会事務局高等学校課に報告するものとする。

4 重大事態への対処等

(1) 重大事態の定義 重大事態の定義は、法第28条第1項各号の規定による。

(2) 重大事態に対応する組織

法第28条第1項に規定する重大事態に対応する組織は、「いじめ防止等対策委員会」とする。

(3) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

いじめ防止等対策委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、法第28条第2項の規定により、被害生徒及びその保護者に対して調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(4) 重大事態への対処

重大事態への対処は、3(2) 具体的取組⑤～⑩に準ずる。なお、3(2) ⑩報告については、法第30条第1項の規定により、鳥取県教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を知事に報告するものとする。

〇いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（公立の学校に係る対処）

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

5 施行期日

この基本方針は、平成30年12月4日から施行する。

この基本方針は、平成31年4月1日から施行する。